

参 照 条 文 集

民法	2
地方自治法	10
地方自治法施行令	17
国の債権の管理等に関する法律	20
国の債権の管理等に関する法律施行令	22
国税徴収法	22
地方税法	25
地方税法施行令	32
地方公務員法	32
個人情報保護に関する法律	33
国民健康保険法	34
介護保険法	34
道路法	34
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	35
恩給法	40
生活保護法	40
公営住宅法	41
弁護士法	41
京都市個人情報保護条例	42
京都市債権管理条例	43
京都市債権管理規則	44
舞鶴市債権管理条例	46
参考判例	47

民法

(基本原則)

- 第1条** 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
 - 3 権利の濫用は、これを許さない。

(隔地者に対する意思表示)

- 第97条** 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(期限の利益の喪失)

- 第137条** 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。
1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
 2. 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
 3. 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(時効の効力)

- 第144条** 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

- 第145条** 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

- 第146条** 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断事由)

- 第147条** 時効は、次に掲げる事由によって中断する。
1. 請求
 2. 差押え、仮差押え又は仮処分
 3. 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

- 第148条** 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継

人の間においてのみ、その効力を有する。

(支払督促)

第 150 条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第 392 条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第 151 条 和解の申立て又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)若しくは家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1 箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第 152 条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第 154 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第 155 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第 156 条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第 157 条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進

行を始める。

(消滅時効の進行等)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 省略

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。

(定期金債権の消滅時効)

第 168 条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。
最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

(3 年の短期消滅時効)

第 170 条 次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第 2 号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第 171 条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から 3 年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(2 年の短期消滅時効)

第 172 条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から 2 年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から 5 年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第 173 条 次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

1. 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
2. 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
3. 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(1年の短期消滅時効)

第 174 条 次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。

1. 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
2. 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
3. 運送賃に係る債権
4. 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
5. 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(法定利率)

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

(履行期と履行遅滞)

第 412 条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

- 2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

(金銭債務の特則)

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

(賠償額の予定)

第 420 条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。

3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

(債権者代位権)

第 423 条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(詐害行為取消権)

第 424 条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

(履行の請求)

第 432 条 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

(連帯債務者の一人に対する履行の請求)

第 434 条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

(相対的効力の原則)

第 440 条 第四百三十四条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人につい

て生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

(連帯債務者間の求償権)

第 442 条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

- 2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

第 446 条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

- 2 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。
- 3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その保証契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(保証債務の範囲)

第 447 条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。

- 2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(保証人の要件)

第 450 条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

1. 行為能力者であること。
2. 弁済をする資力を有すること。
- 2 保証人が前項第 2 号に掲げる要件を欠くに至つたときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもつてこれに代えることを請求することができる。
- 3 前 2 項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

(他の担保の供与)

第 451 条 債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。

(催告の抗弁)

第 452 条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

(検索の抗弁)

第 453 条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

(連帯保証の場合の特則)

第 454 条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前 2 条の権利を有しない。

(主たる債務者について生じた事由の効力)

第 457 条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

2 保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第 458 条 第四百三十四条から第四百四十条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

(第三者の弁済)

第 474 条 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

(債権証書の返還請求)

第 487 条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

(弁済の充当の指定)

第 488 条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する

場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

- 2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。

(法定充当)

第 489 条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

1. 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
2. すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
3. 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
4. 前2号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

(数個の給付をすべき場合の充当)

第 490 条 1個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前2条の規定を準用する。

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第 491 条 債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

- 2 第 489 条の規定は、前項の場合について準用する。

(消費貸借)

第 587 条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第 724 条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(限定承認)

第922条 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。

(期限前の債務等の弁済)

第 930 条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

- 2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

地方自治法

第 2 条

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。
町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～9 省略

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

11. 省略

12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下本号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

13～15 省略

2 省略

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 省略

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないと

きは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(2項以下 略)

第 223 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 226 条 市町村は、第 238 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定め

ることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2. 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
3. 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（歳入の収入の方法）

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（督促、滞納処分等）

第231条の3

- 1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分

を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第五百十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
2 項以下 略

(旧慣による公有財産の使用)

第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。
2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(債権)

第 240 条

- 1 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 預金に係る債権
 - 五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 六 寄附金に係る債権
 - 七 基金に属する債権

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出

、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

（2項以下 略）

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

附則

第6条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の

施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

地方自治法施行令

（歳入の調定及び納入の通知）

- 第 154 条** 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。
- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
 - 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

（督促）

- 第 171 条** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

- 第 171 条の 2** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）について

は、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

2. 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
3. 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第171条の3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第171条の4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

- 第 171 条の 6** 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 4. 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 5. 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2** 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

- 第 171 条の 7** 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2** 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。こ

の場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

国の債権の管理等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

- 2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるものの以外のもをいう。

(管理の基準)

第10条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

第11条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

- 2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

(履行延期の特約等をするのできる場合)

第24条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基づく場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であ

ると認められるとき。

三 以下省略

- 2 歳入徴収官等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。
- 3 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつていものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつてい金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

（履行期限を延長する期間）

第 25 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

（履行延期の特約等に係る措置）

第 26 条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

- 2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

（履行延期の特約等に附する条件）

第 27 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

- イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
- ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
- ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。
- ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
- ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当となつたと認められるとき。

国の債権の管理等に関する法律施行令

(調査、確認及び記帳を要する事項)

第10条 法第十一条第一項 に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権の発生原因
- 二 債権の発生年度
- 三 債権の種類
- 四 利率その他利息に関する事項
- 五 延滞金に関する事項
- 六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- 七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- 八 解除条件
- 九 その他各省各庁の長が定める事項

(2項以下 略)

国税徴収法

(国税優先の原則)

第八条 国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

(交付要求の手続)

第八十二条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第百十四条第一号（租税等の請求権の届出）

に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

（質問及び検査）

第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百四十六条の二及び第八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

（搜索の権限及び方法）

第四百十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
 - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

（搜索の時間制限）

第四百十三条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

- 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項

本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

(搜索の立会人)

第百四十四条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものを立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

(出入禁止)

第百四十五条 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出することを禁止することができる。

- 一 滞納者
- 二 差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項（第三者に対する搜索）の規定により搜索を受けた第三者
- 三 前二号に掲げる者の同居の親族
- 四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

(搜索調書の作成)

第百四十六条 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。

- 2 徴収職員は、搜索調書を作成した場合には、その謄本を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

(官公署等への協力要請)

第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(身分証明書の呈示等)

第百四十七条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければ

ばならない。

- 2 この款の規定による質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

地方税法

(用語)

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

6. 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。
7. 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。

(納付又は納入の告知)

第13条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

2 省略

(繰上徴収)

第13条の2 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮

登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。

- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
- 四 その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第百六十三条第五号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
- 五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなる時（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
- 六 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2 省略

- 3 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（徴収猶予の要件等）

第15条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。
 - 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
 - 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
 - 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
 - 五 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき。
- 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することがで

きることとなつた日) から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。
- 5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

（職権による換価の猶予の要件等）

第15条の5 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体

の徴収金の徴収上有利であるとき。

- 2 第十五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（滞納処分の停止の要件等）

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 省略

（担保の徴取）

第16条 地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 国債及び地方債
- 二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
- 三 土地
- 四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

六 地方団体の長が确实と認める保証人の保証

- 3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

(時効の中断及び停止)

第18条の2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- 一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
- 二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間
- 三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

(書類の送達)

第20条

1～3 省略

- 4 通常の手配による郵便又は信書便によって第一項に規定する書類を送付した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。
- 5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

(秘密漏えいに関する罪)

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(法人の道府県民税に係る督促)

第 66 条 法人の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の道府県民税について同じ。）までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 以下 省略

(法人の道府県民税に係る滞納処分)

第 68 条 法人の道府県民税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。
- 3 法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第百十四条第一号に掲げる請求権に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る法人の道府県民税に係る地方団体の

徴収金につき、交付要求をしなければならない。

- 5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項 各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法 に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号 に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項 各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法 に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

地方税法施行令

(繰上徴収の告知の手続)

第6条の2の3 法第十三条の二第三項 の規定による告知は、同条第一項 の規定により繰上徴収をする旨を法第十三条第一項 の文書に記載してしなければならない。ただし、すでに納付又は納入の告知をしている場合及び納付又は納入の告知をすることを要しない場合には、納期限を変更する旨を記載した文書でなければならない。

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する

職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

個人情報保護に関する法律

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

国民健康保険法

(滞納処分)

第 79 条の 2 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険法

(滞納処分)

第 144 条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

道路法

(占用料の徴収)

第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係

るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(負担金等の強制徴収)

第73条

1～2 省略

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(この法律の目的)

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2～4 省略

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定

める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

1. 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
2. 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
3. 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
4. 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
5. 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 省略

（決定の通知）

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2. 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第 12 条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第 13 条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときはその者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2. 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第 15 条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第 16 条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2. 第 14 条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

（決定の取消）

第 17 条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4 省略

(補助金等の返還)

第 18 条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2. 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3. 各省各庁の長は、第 1 項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者等は、第 17 条第 1 項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を国に納付しなければならない。

2. 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3. 省略

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてそ

の交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）

第 21 条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2. 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（理由の提示）

第 21 条の 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

（立入検査等）

第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2. 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3. 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行政手続法の適用除外）

第 24 条の 2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

（不服の申出）

第 25 条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基く港湾局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2. 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3. 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

1. 第13条第2項の規定による命令に違反した者
2. 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
3. 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

恩給法

第五十八条ノ四 普通恩給ハ恩給年額百七十万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年額七百万円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ恩給年額ノ一部ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額百七十万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ五割ヲ超ユルコトナシ

一 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千四十万円以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超ユル金額ノ三割五分ノ金額ニ相当スル金額

二～四 省略

3 第一項ノ恩給外ノ所得ハ毎年税務署長ノ調査ニ依リ裁定庁之ヲ決定ス

4 以下省略

生活保護法

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、・・・
- 二 前号に掲げる者の 扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、・・・
- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、・・・、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

公営住宅法

(収入状況の報告の請求等)

第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の規定による家賃の決定、第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

弁護士法

(報告の請求)

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

京都市個人情報保護条例

(個人情報の収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第7号又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、京都市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

京都市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、本市の債権の管理の一層の適正化を図り、もって市民の負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。

(2) 市長等 市長及び公営企業管理者をいう。

(3) 非強制徴収債権 本市の債権のうち、地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 本市の債権の管理に関する事務については、法令又は他の条例に別段の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに本市の条例、執行機関の規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程の規定に従い、本市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長等は、本市の債権を適正に管理するため、本市の債権の管理に関する事務処理の判断に必要な基準及び手続を整備するとともに、必要な体制の整備を推進するものとする。

(管理台帳の整備)

第5条 市長等は、本市の債権を適正に管理するため、管理台帳(本市の債権を管理するために必要な事項として別に定めるものを記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を整備しなければならない。

(徴収の方針)

第6条 市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなけ

ればならない。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権を放棄することができる。

(1) 債務者が破産法第253条第1項その他の法令の規定によりその債務の責任を免れたとき。

(2) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であって、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 当該非強制徴収債権について、強制執行、担保権の実行その他当該非強制徴収債権を徴収するために必要な措置として別に定めるものを行ってもなお完全に履行されていない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(4) 債務者が生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態にあり、かつ、高齢、長期にわたる病気、障害等の理由により、将来にわたり資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 当該非強制徴収債権について、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置を採った場合において、当該措置を採った日から別に定める期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

(6) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

2 市長等は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄することを決定したときは、その旨及びその内容を市会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都市債権管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(以下「法」という。)及び地方自治法施行令(以下「令」という。)の債権の管理に関する規定の実施並びに京都市債権管理条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(管理台帳の記載事項)

第3条 条例第5条に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の債権の名称及び発生した年月日
- (2) 債務者の氏名、住所及び連絡先(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び連絡先並びに事務所又は事業所の所在地)
- (3) 本市の債権の額及び履行期限
- (4) 督促をした日(督促状(第4条第3項の規定により督促をする際に発する書面をいう。以下同じ。)による場合にあつては、督促状が債務者に到達した日(当該日が判明しないときは、督促状を発した日))及び督促の状況
- (5) 履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- (6) 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- (7) 強制徴収債権(本市の債権のうち、地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。以下同じ。)の滞納処分その他その保全及び取立てに関する措置並びに納税の猶予(地方税の滞納処分の例による場合にあつては、徴収の猶予)、換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事項
- (8) 令第171条の2から第171条の7までの規定による強制執行その他その保全及び取立て並びに徴収停止、履行期限の延長及び免除に関する事項
- (9) 時効の中断に関する事項
- (10) 条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関する事項
- (11) 債務者との交渉の経過

(督促の時期及び方法)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがある場合を除き、法第231条の3第1項及び第240条第2項の規定による督促は、履行期限後30日以内にするよう努めなければならない。

2 前項の督促は、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがある場合を除き、原則として当該督促をする日から15日以内の日を履行期限として指定してするものとする。

3 第1項の督促は、原則として書面によりするものとする。

(強制執行等の時期)

第5条 令第171条の2各号列記以外の部分に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(債権の放棄の要件)

第6条 条例第7条第1項第3号に規定する別に定めるものは、令第171条の4第1項の規定による債権の申出及び債務者による債務の弁済(債務者が財産の処分(強制執行及び担保権の実行によるものを除く。))により得た金銭の全額(市長が認める当該債務者の他の債務の弁済金及び当該処分に要する費用の額を除く。)を本市の債権の金額に充当するもので、市長が認めたものに限る。)とする。

2 条例第7条第1項第5号に規定する別に定める期間は、3年とする。

(市会への報告事項等)

第7条 条例第7条第2項の規定により市会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 放棄することを決定した非強制徴収債権の名称、件数及び金額

(2) 放棄する根拠となる条例の条項並びに条項ごとの非強制徴収債権の件数及び金額

2 条例第 7 条第 2 項の規定による市会への報告は、放棄することを決定した年度に係る決算の審査期間に行うものとする。

(滞納処分に関する事務に従事する職員に係る権限の委任)

第 8 条 市長は、他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、必要があると認めるときは、法第 153 条第 1 項の規定により、強制徴収債権の滞納者の財産に関する調査のための質問又は検査並びに滞納者に係る搜索又は財産の差押えに関する事務に従事する職員に対し、当該事務に係る国税徴収法に規定する徴収職員の権限又は地方税法に規定する徴税吏員の権限を委任することがある。この場合において、市長は、当該職員に対し、滞納者財産検査及び差押職員証(別記様式)を交付する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、法及び令の債権の管理に関する規定の実施並びに条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第 8 条関係)

舞鶴市債権管理条例

(遅延損害金)

第 5 条の 2 債権管理者は、市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要するものについて、債務者が履行期限までに市の債権を納付しなかった場合で、その金額が 2,000 円以上であるときは、当該金額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する割合(商行為によって生じた市の債権にあつては、商法(明治 32 年法律第 48 号)第 514 条に規定する割合)を乗じて得た金額(その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

2 債権管理者は、債務者が履行期限までに市の債権を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合は、前項の遅延損害金を減免することができる。

(平 27 条例 15・追加)

参考判例

最判昭41.4.20

債務者が、自己の負担する債務について時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかつたときでも、爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されないものと解するのが相当である。けだし、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当であるからである。また、かく解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものでもない。

最判昭43.6.27

金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法三一条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治三〇年法律第二一号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後六箇月内に差押等の手段をとつたときは、民法一五三条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。

大阪地判昭43.12.25

地方税法第二二条の立法趣旨は、地方税に関する調査の事務に従事している者が、事務に関して知りえた私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法により、税の賦課徴収に必要な限度で私人に課せられた調査受忍義務の限度を越え、私人に対する違法な侵害となるので、これを防止することにあると考えられる。

ところで、公営住宅法第二三条の二は、割増賃料制度を適正に実施運用するにあつては入居者の収入を的確に把握する必要があるので、入居者に対しては事業主体の求めに応じて報告をなすべき義務を課し、官公署に対しては、入居者が報告しない場合や報告の内容を確認する必要が生ずる場合のあることを考慮して、特段の公益上の理由がない限り事業主体の行う入居者の収入調査に協力すべきことを定めたものと解せられる。事業者が、公営住宅入居者の収入を確定するにあたり、必要な限度で市町村民税の課税台帳を閲覧することは入居者の収入を確知する上で確実、有効な方法であり、入居者は、割増賃料を徴収されるほか、右閲覧によつて特別の不利益を蒙るとは考えられないので、市町村長が事業主体に課税台帳を閲覧させる行為は公営住宅法第二三条の二に基づく適法な行為であり、地方税法第二二条にいわゆる「事務に関して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合、」に該当しないというべきである。

最判昭45.5.21

債務者が消滅時効の完成後に債権者に対し当該債務を承認した場合には、時効完成の事実を知らなかつたときでも、その後その時効の援用をすることが許されないことは、当裁

判所の判例の示すところであるけれども、右は、すでに経過した時効期間について消滅時効を援用しえないというに止まり、その承認以後再び時効期間の進行することをも否定するものではない。

最判昭46. 11. 30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権でなく、したがって、その消滅時効については、『法律に特別の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

最判昭59. 12. 13

公営住宅の使用関係には、公の营造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであって、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四條）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

東京高判平7. 7. 19

税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するというにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者の第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とする。

東京高判平9. 6. 18

所得税法の規定が所得税に関する調査に携わる職員に重い守秘義務を課した趣旨は、税務職員が右の調査に係る事務に関して知り得た納税者や取引先等の第三者の秘密をそれ自体として保護することを目的とするということにとどまらず、そのような秘密を保護することによって、右の税務調査に対する納税者や第三者の信頼と協力を確保し、課税法律関係の基礎となる事実及び資料の開示、提供を促し、もって円滑に所得税の適正かつ公平な賦課

徴収を可能ならしめ、申告納税制度の下における税務行政の適正な執行を確保しようとしたものと解される。

所得税法二四三条の規定の趣旨に照らせば、所得税に関する調査に携わった税務職員が当該調査によって知り得た納税者ないし第三者の秘密に関する事項であっても、むしろこれを開示することが、所得税を適正かつ公平に賦課徴収し、税務行政の適正の執行を確保するという法の目的を達成するために必要であり、かつ、右納税者ないし第三者の秘密保持の利益との衡量において社会通念上相当であると認められる場合においては、その限度において、右の守秘義務は解除されるものと解するのが相当である。

大阪高判平10. 1. 29

国家公務員法は、国家公務員一般に対し守秘義務を課し（同法一〇〇条）、これに違反した者を一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨定めているが（同法一〇九条）、法人税法は、更に税務職員の守秘義務を規定し、これに違反した者を二年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨規定して（同法一六三条）、税務職員に対し、より重い守秘義務を課しているが、これは、税務職員がその職務の性質から納税者やその関係者である第三者の財産上、一身上の秘密に広く接する立場にあることから、これらの者の秘密を保護するとともに、右秘密が公開されないことを保障することにより、国民一般の税務事務に対する信頼や協力を確保し、もって、申告納税制度の下における租税行政の適正な執行を確保するためであって、納税者等の秘密に関する税務職員の守秘義務は、法律において個別具体的にこれを開示することを許容した規定（例えば恩給法五八条の四第三項、生活保護法二九条、児童扶養手当法三〇条等）がない限り、解除されることはないものと解するのが相当である。

大阪地判平13. 3. 8

地方税法22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、その職務を遂行する過程において、納税義務者の行う申告・報告や質問検査権の行使によって納税義務者等の私人の秘密を知ることが、適正な地方税の賦課徴収のために必要でやむを得ないことであるが、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏示されることはプライバシーの権利を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたものと解される。このような規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当である。被告は、同条の趣旨が税務行政の円滑適正な執行を確保し、徴税システム全体を保護することにもあると主張するが、同条の趣旨は前示のとおりであって、被告の主張は採用することができない。したがって、被告主張のような行政上の必要のために秘密を保つことが要求される情報は、同条にいう秘密に該当するとはいえない。

東京地判平14.9.27

このように公務員に守秘義務が課されている場合であっても、他のより重要な目的があるときには、それが公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがない限り、必要な限度において、前記の守秘義務が解除される規定が設けられていることからすれば（注：国家公務員法100条2項（公務員が証人等となる場合）、民事訴訟法191条1項（公務員の尋問）、同法220条4号ロ（文書提出義務））、相続税又は贈与税に関する調査事務に従事する税務職員が調査事務に関して知りえた納税者ないし第三者の秘密に属す事項であっても、①それを開示することが、相続税又は贈与税の適正かつ公平な賦課徴収を可能とし、税務行政の適正な執行を確保しようとする上で必要であり、かつ、②当該納税者ないし第三者の秘密保持の利益との衡量の上で社会通念上相当であると認められる場合であって、それが公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがないときには、相続税法72条及び国家公務員法100条1項に規定された守秘義務は、その限度において、解除されるものと解するのが相当である。

最判平15.3.14

会社が破産宣告を受けた後破産終結決定がされて会社の法人格が消滅した場合には、これにより会社の負担していた債務も消滅するものと解すべきであり、この場合、もはや存在しない債務について時効による消滅を觀念する余地はない。この理は、同債務について保証人のある場合においても変わらない。したがって、破産終結決定がされて消滅した会社を主債務者とする保証人は、主債務についての消滅時効が会社の法人格の消滅後に完成したことを主張して時効の援用をすることはできないものと解するのが相当である。

東京地判平15.6.24

破産法三六六条の一二第五号（注：現行253条1項6号）は、破産者が「知りテ」債権者名簿に記載しなかった請求権を非免責債権とする旨規定しているが、この趣旨は、債権者名簿に記載されなかった債権者は、破産手続の開始を知らなかった場合、免責に対する異議申立ての機会を失うことになるから、債権者名簿に記載されなかった債権を非免責債権とし、このような債権者を保護しようとしたものである。他方、破産免責の制度が、不誠実でない破産者の更生を目的とするものであることからすれば、債権者名簿に記載されなかったことが破産者の責めに帰することのできない事由による場合にまで非免責債権とすることも相当ではない。そうすると、債権者名簿に記載されなかった債権について、債権の成立については了知していた破産者が、債権者名簿作成時に債権の存在を認識しながらこれに記載しなかった場合には免責されないことは当然であるが、債権者名簿作成時には債権の存在を失念したことにより記載しなかった場合、それについて過失の認められるときには免責されない一方、それについて過失の認められないときには免責されると解するのが相当である。

最決平15.10.10

大阪高判昭44.9.29は、「地方公共団体の公の施設ないし公営事業は、公法的色彩を帯びる法規に服するけれども、その使用料ないし料金は、必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず、ことに地方公共団体の水道事業の経営は、公共の福祉の増進を本来

の目的としているが、他面、企業の経済性発揮の原則を維持し、独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし（地方公営企業法3条、17条の2第1項参照）、水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり、その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく、また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込をうけたときは・・・・・・』と規定して、水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらわす文言を使用していることなどから考えると、地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。」と判断した。

近年、**東京高裁平13.5.22**がこれと同様の判断を示したうえ、水道供給契約によって供給される水は、民法173条の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるもの」というべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ、水道事業者は、最高裁に上告受理の申立をしたが、最高裁は上告を受理せず（**最決平15.10.10**）、上記東京高裁が確定した。

最判平16.4.23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

津地判平17.2.24

地方税法は、租税法律主義に基づき課税権の主体としての地方公共団体と納税者としての住民との間の租税に関する法律関係を規制するものであるところ、地方税法373条1項は、市町村吏員に対して、督促状を発して10日以内に徴収金を完納しない滞納者の財産を差し押さえる権限を与えたものであるが、他方で、同法15条が、上記（1）アのとおり、地方税の徴収猶予について規定し、同法15条の5が、滞納者が徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められ、かつその財産を直ちに換価することにより事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあり、換価を猶予することが、直ちに換価をするよりも滞納にかかる徴収金及び最近に納付すべきこととなる徴収金の徴収上有利であるときは、換価の猶予のために必要だと認められれば、地方団体の長は、差押えにより事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予することが、2年を超えない範囲でできるものとしていることからすると、滞納者に対して滞納処分を行う対象や時期については、一方では、個々の滞納者の担税力や誠実なる納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しながら、他方では、公平を欠き、偏頗な徴税行為であるとの非難を受けることのないよう、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。

したがって、固定資産税の滞納分に対する督促状を発してから10日以内に差押えがされないからといって、当然にこれが地方税法に違反するとはいえないが、差押え等滞納処分を取られないために実質的に公金徴収権の確保が図られない場合や、公平を欠き偏頗な徴税行為であるとみられる場合には、地方団体の長はその裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。

東京地判平17.7.22

被告は、道路の不法占有があったときに、道路管理者がこれを是正するために当該占有者に対して監督処分としての除去命令等を発するか（道路法71条）、あるいは損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を行使するか、又は別途の方策を採るかは、道路管理者が、当該不法占有の原因、状態及び期間その他の諸般の事情を考慮して公益的な観点から裁量権を行使することができる旨主張する。

しかしながら、地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定に照らすと、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量権はないと解すべきである。すなわち、地方自治法施行令は、・・・その他特別の事情があると認める場合とは、債務者が無資力であるため債権の回収が極めて困難と認められる場合など、地方自治法施行令171条の5が規定する場合に類する事情が存在すると認められる場合に限られると解するのが相当である。

このように、地方公共団体の長は、債権の回収が不可能か又は極めて困難である場合などを除き、地方公共団体が有する債権の行使又は不行使についての裁量権を有しないというべきである。そうすると、前述した占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使に際し、道路管理者は諸般の事情を考慮して公益的な観点から裁量権を行使することができるという見解を前提として、本件において損害賠償請求権等を行使しなかつたAの行為が裁量権の範囲内の行為として適法であるとする被告の主張は、その前提において失当というべきである。

そうすると、前記前提となる事実及び認定事実によれば、本件土地3が昭和39年2月ころ以降学校法人〇〇〇によって不法占有され、江東区に占用料相当額の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権が発生しているのに、江東区の長であるAは、就任した平成3年4月27日以降現在に至るまで、極めて長期間、これを行使していないのであるから、このようなAの行為は、財産の管理を違法に怠る事実にあたるというべきである。

最判平17.11.21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提起時まで3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当として是認することができる。

名古屋高判平18.1.19

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力（担税力）や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量が与えられているものと解される。

したがって、本件において、本件延滞金に対する督促状を発してから10日以内に差押えがなされないからといって、当然にこれが地方税法に違反するとはいえないが、差押え等の滞納処分がとられないことにより、実質的に公金徴収権の確保が図られないと認められる場合、あるいは、一般的にみて公平を欠き、偏頗な徴税行為であると認められる場合等には、地方団体の長は、その裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。

奈良地裁平19.3.22

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないというべきである（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁）。

しかし、債権については、地方自治法施行令171条の6第1項によれば、地方公共団体の長は、① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（1号）、② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（2号）、③ その他一定の事由がある場合（3号から5号まで）においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないとされている。また、同施行令171条の3によれば、地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないが、同施行令171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りではないとされている。

したがって、上記法定の事由がある場合においては、履行期限を延長する特約をすることが許されるし、また、履行期限の繰上げ及びこれを前提とする履行の請求等をしなかったとしても、違法なものということとはできない。

（省略）

被告知事らは、本件については、地方自治法施行令171条の2ただし書の「その他特別の事情があると認める場合」、171条の3ただし書の「その他特に支障があると認める場合」に該当する事由があるとして、①本件各貸付けに高度の政策性・公益性があること、②同施行令171条の2、3の措置をとった場合には、被告組合の経営改善意欲が低下するおそれがあること、③被告組合が操業停止に陥った場合、臭気公害が再発したり、奈良県内の食肉処理が滞るなどの弊害が生じるおそれがあることなどを指摘する。

しかしながら、① 被告らの主張する政策性・公益性は、主として貸付けを実施すること自体及びその対象選定や条件設定において考慮されるものであって、それらの局面においては、それぞれの根拠規定ないし制度目的に応じた裁量的判断が許されるとしても、貸付けとしていったん設定された条件について後にこれを変更するなどの債権の管理に関する事項については、前記のとおり法定されているのであって、それにもかかわらず、貸付目的の政策性・公益性を理由に履行期限の繰上げや強制執行等を行わないことを認めるとすれば、貸付けと補助金との区別を不明確にするのみならず、法令上、強制執行が功を奏しないと認められる場合に限り徴収停止の措置をとることができ（地方自治法施行令171条の5）、また、債務者が無資力又はこれに近い状態にあること（同施行令171条の

6第1項1号)を理由に履行期限を延長した場合に限り、議会の議決を得ることなく債権を免除できる(地方自治法96条1項10号、同施行令171条の7第3項)ものとされていることを無意味にしてしまう点でも相当でない。さらに、② 正常な債権回収が到底期待できない状況にありながら、なお、被告組合の経営改善努力を考慮して、履行期限の繰上げや強制執行等を行わないのは失当であるし、③ 前記認定のP12センターの状況や化製業の構造不況の実態等の事情を踏まえれば、仮に被告組合が操業停止に陥ったとしても、直ちに被告知事らが指摘するような弊害が生じる具体的なおそれがあるとは認められない。

したがって、上記被告知事らの主張はいずれも採用できない。

東京高判平19.5.8は、異時廃止の事案について、「会社について、破産手続の費用を償うに足りないとして異時廃止による破産廃止決定がされた場合、会社に配当すべき破産財団がないことは明らかであるが、清算すべき財産(残余財産)が存在していることも多いから、残余財産が存しないことが明らかでない以上、会社は清算の目的の範囲内で存続し、清算の結了によって法人格が消滅するというべきであり(会社法476条、〔以下条文省略〕)、会社の法人格が消滅したことを主張する者は、清算すべき残余財産が存しないことを主張立証すべきものというべきである。」と判示している。

広島地判福山支部平20.2.21

福山市の市営住宅にかかる連帯保証人に対する請求につき、「公営住宅が住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉増進を目的としていることから、公営住宅の賃貸借契約に基づく賃料等の滞納があった場合の明渡等請求訴訟の提起に関して、その行政実務において、滞納額とこれについての賃借人の対応の誠実さなどを考慮して慎重に処理すること自体は相当且つ適切な処置であるとしても、そのことにより滞納賃料等の額が拡大した場合に、その損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されず、明渡等請求訴訟の提起を猶予する等の処置をするに際しては、連帯保証人からの要望があった場合等の特段の事情のない限り、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることへの了解を求めるなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講ずべきものであるということが出来る。」としたうえ、「平成5年12月20日に催告書を送付したのを最後に、平成18年10月11日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外Aの賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないものというべきである。」として福山市の上記連帯保証人に対する請求を棄却した。

最判平21.4.28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使に

ついでに裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。・・・・・・被告らによる不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほか不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

名古屋高判平21. 6. 30、平21. 7. 16（同一裁判体による判決）

同時廃止の事案について、破産管財人が選任されず、破産管財人による清算手続が行われないまま破産手続が終了してしまうことを理由に、同時廃止によっては法人格は当然には消滅せず、清算終了により法人格が消滅すると判示している。

大阪高判平21. 12. 17

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、同施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はなく、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行の手続等をしなければならない（同施行令171条の2第1号及び2号）、例外的に同施行令171条の5の措置（徴収停止）をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他「特別の事情」があると認める場合は、この限りでないものとされている（171条の2ただし書）。上記法の趣旨、規定ぶりからも、上記「特別の事情」は、財務会計上の考慮に基づき、直ちに強制執行の手続等をとることが得策ではないような極めて例外的な場合を指すと解さざるを得ない。これとは別に政策的・公益的な観点をも判断要素として考慮することは法の趣旨を超えるものであって、原則として許されないと解すべきである。この点は、原判決が説示するとおりである。

東京地判平22. 9. 16日／預金取引記録開示等請求事件

弁護士法23条の2に基づく照会制度の趣旨によれば、照会を受けた相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合、または照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在するような場合を除き、原則としてこれを拒否することはできない。照会に対する回答拒否が申立てをした弁護士の依頼者の権利ないし法的利益を侵害する場合には、依頼者に対する不法行為責任を生じ得る。

大津地判平23. 3. 24

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定に照らすと、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長には、その行使又は不行使についての裁量権はないと解すべきである。すなわち、地方自治法施行令は、地方公共団体が有する債権が督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、（1）地方自治法施行令171条の5により債権の取立て等をしないうの措置をとる場合、（2）

地方自治法施行令171条の6により履行期限を延長する場合、(3) その他特別の事情があると認める場合を除き、地方公共団体の長は、担保権の実行、保証人に対する履行の請求又は強制執行の手続をとらなければならないと定めている(地方自治法施行令171条の2)。そして、これらの場合のうち、(1)の債権の取立て等をしない旨の措置をとることができる場合とは、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき、②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき、又は、③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときのいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときに限定されている(地方自治法施行令171条の5)。また、(3)のその他特別の事情があると認める場合については、具体的な定めが設けられていないが、地方自治法施行令171条の5が規定する場合が、いずれも取立費用が債権の回収見込額を上回ると認められるときであることを考慮すると、その他特別の事情があると認める場合とは、債務者が無資力であるため債権の回収が極めて困難と認められる場合など、地方自治法施行令171条の5が規定する場合に類する事情が存在すると認められる場合に限られると解するのが相当である。

このように、地方公共団体の長は、債権の回収が不可能か又は極めて困難である場合などを除き、地方公共団体が有する債権の行使又は不行使についての裁量権を有しないというべきである。

上記のとおり、本件土地1、2及び4については、不法占有の事実が認められ、甲良町に賃料相当額の損害賠償請求権が発生しているのに、甲良町の長であったAは、各債務者について、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるべき事情も特に窺われない状況の下、平成17年11月9日まで上記損害賠償請求権を行使しなかったものであり、このようなAの行為は、財産の管理を違法に怠る事実にあたるというべきである(被告は、本件土地2について、私下合意が成立した後に、県との協議等いわば行政側の事情により私下処理が完了していない状態で、占有対価を求めて訴訟を提起することは、不合理であり適切でもない等と主張するが、被告主張の事情は、債務者について、賃料相当額の損害賠償債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるべき事情にあたるとはいえない。)

東京地判平24.7.18

賃借人は賃料不払を続けながら賃貸建物を明け渡さないという事態が生じた場合、賃貸人には、保証契約の当事者として、保証人の上記支払債務が当該保証契約に即して通常想定されるよりも著しく拡大する事態が生ずることを防止するために、当該保証人との関係で、解除権等の賃貸人としての権利を当該賃貸借の状況に応じて的確に行使すべき信義則上の義務を負うというべきであり、当該賃貸人が当該権利の行使を著しく遅滞したときは、著しい遅滞状態となった時点以降の賃料ないし賃料相当損害金の当該保証人に対する請求は、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである、保証人に対する約5年分の滞納使用料の請求のうち、3年分を認め、その余の請求を棄却した。

名古屋地判平25. 2. 8

弁護士法23条の2は、照会を申し出た弁護士やその依頼者の権利または利益の保護を直接の目的とした規定ではないから、被照会者に弁護士法上の報告義務がある場合にこれを怠ったとしても、直ちに不法行為法上違法であることにはならないが、被侵害利益の要保護性、被侵害利益の侵害の程度やその態様、被照会者の負担、報告によって予想される不利益の程度等の事情のいかんによっては、被照会者が、不法行為法上も報告義務を負い、報告をしないことが、当該照会を申し出た弁護士やその依頼者の権利ないし法律上保護される利益を侵害するものとして違法と評価される場合がある。

東京高判平25. 4. 11

弁護士会照会の主体は弁護士会であり、その相手方は公務所または公私の団体であるから、これに基づく法律関係は弁護士会とその相手方の団体との間に係るものであり、相手方が回答義務を負うとしても当該義務は相手方が弁護士会に対して負う一般公法上の義務であって、同照会の依頼者が法律関係の当事者でなく事実上の利害関係にすぎない等の本件判示の各事実関係のもとにおいては、依頼者が弁護士会と相手方との他人間の法律関係について即時確定を求める利益を有するということはできない。

弁護士会照会を受けた金融機関が、当該照会事項について弁護士会に対して回答すべき義務を負う場合であっても、当該金融機関の判断に故意または過失があるとまではいえない以上、弁護士会照会の権限は弁護士会にのみあって、弁護士およびその依頼者は個々の照会先に対し回答を求める権利を有しないことはもとより、回答を求めることにつき法律上の利益を有していると認めることはできない等の本件判示の各事実関係のもとにおいては、その回答拒絶を理由とする慰謝料を求める請求には理由がない。

名古屋高判平25. 7. 19

弁護士法23条の2の定める弁護士照会制度における当事者は、照会を行った弁護士会と照会を受けた公務所又は公私の団体（以下「照会先団体」という。）であり、照会先団体が報告義務を負うのは弁護士会に対してであって、弁護士会に当該照会申出をした弁護士に対してではないのであり、同弁護士は、照会先団体が照会に応じて弁護士会に報告をした場合に弁護士会にその内容の開示を請求できるにすぎないのである。

このような弁護士照会制度の構造に照らすと、照会申出をした弁護士は、弁護士法23条の2により弁護士会が運営する公的制度としての弁護士照会制度が実効的に運営されることに重大な利害を有するのであるが、あくまでも同制度の利用者として、同制度の運用による反射的な利益を享受する立場にあるにすぎず、照会先団体に対して報告を請求できる法的な権利を有することはないし、照会先団体が照会申出をした弁護士に対して報告義務を負うようなこともないのである。

そうすると、照会先団体が、弁護士会からの照会に対し、正当な理由がなく報告義務を不履行にした場合であっても、そのことは、当該照会申出をした弁護士との関係で、当該弁護士が有する、法的に許容された範囲で、受任した事件の処理に必要な事実の調査及び証拠の収集を行う法的利益を違法に侵害することにはならないというほかない。